（削る）

三・四　（略）

（精神障害の届出）

第二十六条の四　家畜人工授精師又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該家畜人工授精師が精神の機能の障害を有する状態となり家畜人工授精師の業務の継続が著しく困難になったときは、当該家畜人工授精師に免許を与えた都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

（家畜伝染病予防法施行規則の一部改正）

第三条　家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（所持の許可の申請） **第五十六条の六**　（略） 2　農林水産大臣は、法第四十六条の五第一項本文の許可をするに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。 （心身の故障により家畜伝染病病原体を適正に所持することができない者） **第五十六条の九の二**　法第四十六条の六第二項第一号の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害により家畜伝染病病原体を適正に所持するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （氏名等の変更の届出） **第五十六条の十四**　法第四十六条の八第三項の規定による届出は、別記様式第三十七号による届出書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。 一　（略） 二　氏名を変更する場合にあつては、変更後の許可所持者が、法第四十六条の六第二項各号（第九号を除く。）に掲げる者に該当しない旨の宣誓書 三　法人の代表者の氏名を変更する場合にあつては、変更後のその代表者が、法第四十六条の六第二項第九号に規定する者に該当しない旨の宣誓書 （精神障害の届出） **第五十六条の十四の二**　許可所持者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該許可所持者が精神の機能の障害を有する状態となりその許可に係る家畜伝染病病原体の適正な所持を継続することが著しく困難となったときは、農林水産大臣にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。	（所持の許可の申請） **第五十六条の六**　（略） （新設） （新設） （氏名等の変更の届出） **第五十六条の十四**　法第四十六条の八第三項の規定による届出は、別記様式第三十七号による届出書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。 一　（略） 二　氏名を変更する場合にあつては、変更後の許可所持者が、法第四十六条の六第二項各号（第八号を除く。）に掲げる者に該当しない旨の宣誓書 三　法人の代表者の氏名を変更する場合にあつては、変更後のその代表者が、法第四十六条の六第二項第八号に規定する者に該当しない旨の宣誓書 （新設）

三　成年被後見人又は被保佐人に該当することの有無に関し、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項第一号の規定により登記官が交付する登記事項証明書

四・五　（略）

（新設）